

平成 27 年 6 月 5 日

豊島区保育問題協議会会長 小嶋 奈々 様

豊島区長 高野 之夫



要望書について（回答）

平成 27 年 4 月 30 日付要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 今年度 4 月の豊島区の待機児童数を教えてください。

（回答） 現在集計中です。昨年 4 月 1 日現在の待機児童数 240 人を下回る見込みです。

2 保育需要の正確な把握をして、公表してください。

（回答） 本年 3 月に子ども・子育て支援事業計画を策定して、平成 31 年度までの需要数を公表しています。なお、同計画は平成 25 年 11 月に実施した子育て支援ニーズ調査結果をもとに策定されました。

3 3 歳児以上の待機児を解消するために、0 歳児から就学前までの保育所（認可保育園）を早急に増やしてください。

（回答） 区では、平成 29 年度までに待機児童を解消すべく、現在も積極的に保育所運営事業者の誘致をしています。特定教育・保育施設の保育所については、あと 7 園以上区内に設置することとしています。

4 2015 年 3 月 31 日現在の在園児については、すべて標準時間にしてください。

（回答） 子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に応じて、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の 2 区分を設定しています。ただし、平成 27 年 3 月 31 日現在の在園児については、ご家庭の状況等により、その理由を記載した申立書を提出していただくことにより「保育短時間認定」から「保育標準時間認定」に変更することが可能となっています。

5 短時間認定と標準時間認定の基準を教えてください。

(回答) 原則として、保育標準時間は保護者の就労時間等が概ね月 120 時間以上であり、保育短時間は保護者の就労時間等が概ね月 120 時間未満となります。その他、保護者の就労等の実態を考慮して認定しています。なお、最低就労時間は月 48 時間以上です。

6 保育の安全を確保するための条件整備をして、保育環境の改善を図ってください。

(回答) 法令等に基づき、保育の安全に対する自治体の責任を果たしていきます。

7 日本スポーツ振興センターの災害共済給付への加入状況を明らかにしてください。同時に、すべての保育施設を加入対象にしてください。

(回答) 公設公営保育園(19園)及び公設民営保育園(3園)については、全園児加入しております。私立の保育事業については、すべて損害賠償保険に加入していますが、事業者によって加入する保険は異なります。

すべての保育施設を日本スポーツ振興センターの災害共済給付への加入対象とするのかについては、保険者の定めによります。

8 地域型保育事業で給食を実施していない所は実施してください。

(回答) 制度上、平成31年度までに給食を実施することとなっています。区では、できるかぎり早期にすべての地域型保育事業において給食が実施されるよう支援していきます。

9 保育士の人材確保と保育の質の向上を図るために必要な予算措置をしてください。

(回答) 保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的に、今年度新たに豊島区内の保育施設等(民間立である認可保育所、認証保育所、小規模保育事業、定期利用保育施設)が借り上げた宿舎に対し助成する、保育士宿舎借り上げ事業を開始いたします。

また、教育・保育施設と小規模保育事業が保育連携協定を結び日常的に協力をしたり、子ども家庭部で開催する研修に民間立保育施設職員に参加できるようにしているなど、豊島区全体の保育の質の向上に取り組んでいます。

10. 臨時保育所を利用する保護者の経済的な負担を軽減するための適当な施策をしてください。

(回答) 経済的な負担を軽減する施策を検討します。